

「障害者対策に関する長期計画」の実施状況の 評価及び今後の重点施策

昭和62年5月

中央心身障害者対策協議会

はじめに

1981年に国際障害者年が行われ、大きな成果をあげた後、国連は、1982年に「障害者に関する世界行動計画」を定め、1983年から1992年までの期間をこの行動計画のための「国連・障害者の10年」と宣言し、5年後の中間年にその実施状況の評価することとした。本年はその中間年に当たっており、国連では専門家会合の開催と第42回総会における実施状況の評価が予定されている。

一方、国内では昭和57年1月に、当協議会が国際障害者年国内委員会として、10年間にわたる「国内長期計画の在り方」について内閣総理大臣に意見具

申ししたが、政府はこれを受けて、同年3月、「障害者対策に関する長期計画」を作成し、これに沿って具体的な施策を推進しているところである。本年は計画の作成、実施から6年目に当たるため、当協議会は、評価特別部会を設置して、前半期における「障害者対策に関する長期計画」の実施状況及び今後特に留意すべき優先的事項について、昨年9月から審議を行い、関係行政機関及び障害者団体からもヒヤリングを行ってきたが、その結果を取りまとめたので、ここに「障害者対策に関する長期計画」の実施状況の評価と今後の重点施策を示すものである。

第1部 「障害者対策に関する長期計画」の実施状況の評価

当協議会は、国際障害者年（昭和56年）を契機として、我が国の障害者福祉が、画期的な進展を遂げ、「障害者対策に関する長期計画」（以下「長期計画」という。）に基づく諸施策は、着実な成果を挙げたものと評価する。

国においては、この期間財政事情等による厳しい制約がありながらも、推進体制を確立するとともに、長期計画を大きな拠として、各部門にわたって積極的な取組みが行われた。

長期計画は、「啓発広報活動」、「保健医療」、「教育・育成」、「雇用・就業」及び「福祉・生活環境」の五つの部門における施策の基本的方向と目標を掲

げているが、昭和57年度以降の5年間におけるこれらの実施状況を見ると、各部門において着実な成果を挙げ得たものと評価することができる。

とりわけ、障害基礎年金制度、特別障害者手当制度及び同居特別障害者扶養控除制度の創設並びに身体障害者福祉法における身体障害者福祉の理念に関する規定の整備は、特筆に健する。

また、「障害者の日」を中心にした「啓発広報活動」の充実、進行性筋ジストロフィー症等の治療開発等の研究の推進、腎移植体制の整備、国立精神・神経センターの設立、医療福祉機器の研究開発の推進等の「保健医療対策」の進展、心身障害児適正就

学指導の充実，交流機会の拡大，心身障害児総合通園センターの整備等の「教育・育成対策」の進展，第三セクター方式による重度障害者雇用企業等の育成，吉備高原総合リハビリテーションセンターの設立，精神薄弱者の雇用を促進するための条件整備対策の充実等の「雇用・就業対策」の進展，精神薄弱者福祉工場の制度化，在宅福祉サービスの拡充等の「福祉対策」の推進，公共建築物，公共交通機関，道路等の利便性の改善，情報提供サービスの充実等の「生活環境」の整備等，それぞれの分野において着実に実効を挙げている。

地方公共団体においても，国と同様の条件下にもかかわらず，その活動にはめざましいものがあり，自主的に障害者対策に関する長期計画の策定により推進体制を確立し，きめ細かな配慮のもとに各種施策が意欲的に推進されている。

障害者関係団体を中心とした民間諸団体も，国際障害者年を大きな契機として，機会の均等化についての理解を深めることに先駆的な役割を果たすとともに，ボランティア活動の進展等に見られる貢献には多大なものがある。

これらと相まって国民一般の障害者問題についての基礎的な理解と認識は急速に深まり，障害者問題に対する関心には，かなり高いものがある。一方，障害者自身の社会参加意識も高まりを見せるとともに，自立への努力が増進している。

しかし，「完全参加と平等」という目標をより一層定着化させ，その具体化を促進するために，今後も，社会全体のたゆみない，そしてあらゆる努力が精力的に傾注されなければならない。

本協議会としては，長期計画の今後の効率的推進を図るに当たって，過去5年間の歩みを踏まえ，以下の事項を指摘しておくことが必要と考える。

第1は，国民一般の日常生活にはなお固定的な障害者観が存在していることである。このような意識を，変革するための強力な啓発活動を，あらゆる分野あらゆる機関において展開すべきである。

第2は，「完全参加と平等」の真の意味を正しく定着させていくため，特に次の三点を指摘しておきたい。

「完全参加と平等」は重度の障害者，精神薄弱者等を含むすべての障害者の職業生活のみならず，日常生活及び社会生活を含む全ての活動

を対象として，参加への均等な機会を確保し，障害者の自立を援助することを基本としているという点である。

また，障害者は，同等の権利を有すると同様に，同等の義務を負っている。したがって，障害者は，責任ある個人として主体的に生活設計し，コミュニティへ参加する事を通じて，社会発展及び経済発展に貢献する能動的役割を果たすことが期待される。

さらに，あらゆるレベルにおける組織及び団体は，それぞれの活動に障害者が参加できるようにすべきであるという点である。

第3は，障害者に対する配慮が社会の隅々にまで行き渡るような社会全体のシステムの形成が必要であるということである。

例えば，建築物，公共交通機関等への障害者に配慮したアクセスのための設備についてみると，これらの整備に加えて，これらが障害者にとって有効に活用できるような配慮が重要である。住みよいまちづくりの推進は，単に物理的な環境の整備にとどまるのではなく，その過程を通じて地域社会のすべての構成員の間に福祉的配慮が行き渡り，「心の壁」が除去されていくことが期待される。

第4は，関係機関・施策の連携による総合的かつ効率的実施を図る必要があるということである。

障害の早期発見・治療・療育から早期の教育・訓練への連携，職業教育及び職業訓練における教育・医療・福祉・雇用の連携，住環境の整備における福祉・住宅の連携等を強化し，これらがそれぞれ一体として，また体系的に機能するような施策体系を確立することが必要である。

以上のほか，心身障害児の早期教育及び職業教育，精神薄弱者及び精神障害者の雇用就労対策，障害の重度化，障害者及びその家族の高齢化に対応した福祉対策，防災・防犯対策，国際協力等について一層の充実が必要である。

第2部 今後重点的に推進すべき施策

第1章 基本的考え方

後半期においては、障害者の社会への「完全参加と平等」という国際障害者年の目標の実現に向けて、基本的には「障害者対策に関する長期計画」の目標及び課題を受け継ぎ、その実施を一層推進すべきである。

「完全参加と平等」の実現のためには、障害者の全人間的復権を目指す「リハビリテーション」の理念及び障害者が一般市民と同等に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念を国民の間に定着させ、その具体化に向けて国民すべてが取り組む必要がある。

障害者の社会参加を阻んでいるのは、障害者個人の「障害」よりも、人々の意識をはじめとする障害者を取り巻く社会環境に主要な原因があることが多い。障害者の社会参加を進めるためには、障害者に対する国民の理解を探めることが最も大切であり、幼少時からの啓発広報活動によって障害者に対する偏見をなくすことが重要である。同時に、障害者自身が自立に向けて努力し、積極的に地域活動等に参加することもまた重要である。

また、在宅サービスの充実や住宅・建築物、移動・交通等の生活環境の整備を今後とも一層推進することにより、障害者が自立生活を営む上での困難を除去することも必要である。

最近における国民生活の著しい向上等に伴い、障害者のニーズも多様化し、高度化してきている。そのニーズに適合した施策を行うためには、障害者に関する調査の充実等により、ニーズの的確な把握に努めることが必要である。

近年の科学技術の発展にはめざましいものがあるが、その成果が障害者の自立と社会参加のためにも有効に活用されなければならない。

高齢化社会を迎え、障害者や家族の高齢化が問題となっているが、これに対処するためのプログラムの作成にも早急に取り組む必要がある。

さらに、障害者の「完全参加と平等」の実現は国

際的な課題であり、開発途上国の障害者対策プロジェクトへの援助等、この面での国際協力を推進することは我が国の責務であることから、今後とも障害者対策に関する国際協力の推進に努める必要がある。

第2章 課題別施策の基本的方向

第1節 啓発広報

(基本的考え方)

障害についての正しい理解や科学的認識、「完全参加と平等」の目標等についての理解を更に徹底させるとともに、「完全参加と平等」の実現が社会構成員全員の責任であることについての自覚を喚起し、その実現のための具体的活動や対応についての理解を進展させるための施策を更に継続的に、かつ、長期的に推進することが必要である。そのためには、障害者についての正しい理解と認識を幼少時から、またコミュニティ・レベルで強力に推進していくことが肝要である。

今後、啓発広報活動を推進するに当たっては、特に次の事項に留意しながら進めていく必要がある。

(具体的方針)

(1) 広報活動の推進

「障害者の日」を真に有意義なものとするために、テレビ、新聞等のマスメディアによる啓発広報活動の一層の推進を図るとともに一般市民、ボランティア団体等の積極的な参加及び地方公共団体、民間障害者関係団体等との連携の強化を図ること。

「人権デー」を最終日とする「人権週間」(12月4日 - 12月10日)において、障害者の権利に関する「完全参加と平等」の原則、国連の「障害者の権利宣言」等の普及を引き続き強力に推進すること。

障害者雇用促進月間(9月)、精神保健普及運動(11月初めの1週間)、身体障害者福祉週間(「障害者の日」を起点とする1週間)、精神薄弱者愛護月間(9月)等における啓発広報活動を積極的に推進すること。

- 地方公共団体においては、きめ細かな多様な啓発広報が実施されているところであるが、一般的市民や障害者がより広く理解することができるような工夫と関連部局の総合的な取組み及び関係団体との連携が望まれること。
- 一般市民が利用可能な情報とできるだけ同等の情報を障害者が享受することは、市民としての当然の権利であり、このことはまた、障害者が一般市民と同等のレベルでの意思疎通、社会意識等の基盤を保有することになり、同時に社会の成員としての連帯感を伴ったコミュニケーションの場を広げることにつながるものである。そのため主要な法令、行政情報等を点字、録音テープ等によって障害者に十分提供するよう努めること。

また、障害者の利用を考慮し、情報通信技術の活用と福祉機器の利用開発等を促進するとともに障害者及びその家族に対して、これらの利用に必要な情報サービス網の整備に努めること。

さらに、障害者問題や障害者法制等についての啓発広報を障害者及びその家族に対して、障害者のリハビリテーションの過程で提供すること。

- 「障害者の住みよいまちづくり」の推進は、気運の高揚と“心の壁”の除去とにつながるものなので積極的に推進すること。

また、「まちづくり」を推進していく中で、一般市民のだれもができる障害者に対する援助の方法を広めるとともに、迷惑となる行為の防止等についての啓発広報を実施すること。

(2) 福祉教育の推進

小・中学校等において、障害者に対する理解を深める教育を積極的に推進すること。

一般市民や児童生徒の家庭に対して正しい障害者福祉意識を定着させるため、福祉講座や講演会の開催、ビデオテープ、映画フィルム等のフィルム・ライブラリーの充実等社会一般の理解を深める措置を講ずること。

- 福祉事務所、児童相談所、保健所等の福祉、保健サービスの実施機関において、地域の住民一般に村し、障害者福祉に対する理解と認識を深めるような啓発広報活動の展開が望まれるこ

と。

(3) 交流の推進

地域住民と施設との交流、学校教育、子供会活動等による交流、スポーツ、文化活動等による交流を積極的に推進すること。

(4) 民間団体による自主的活動の推進

民間障害者関係団体等においても地域住民に対する積極的な啓発広報、障害者のコミュニティ活動への参加の促進等を図ることが望まれること。

また、法制、在宅サービス等の施策、専門的知識、福祉機器等についての情報の提供を障害者及びその家族に対して行い、地域情報センターとしての任務を遂行することが望まれること。

(5) マス・メディアの協力

障害に関する啓発広報については、マス・メディアの果たす役割は極めて大きいので障害者福祉について、国民が正しい理解と認識を深めるためにマス・メディアが適切な役割を果たすことが望まれること。

なお、報道に当たっては、1982年の国連セミナーの勧告「障害者に関する報道改善をめざす」をガイドラインとして活用することが望まれること。

第2節 保健・医療

(1) 保健医療体制の基本的方針

保健医療の分野における心身障害対策は、心身障害の発生予防、早期発見と早期療育、自立のためのリハビリテーション等の援助措置を、それらを可能とするための諸条件の整備と併せ推進していくことが基本である。

このため、高齢化の進展等社会の変化及び医療をはじめとする各分野の技術進歩に対応しつつ、長期計画において示された方向に沿ってそれらの施策を進めていくことが必要である。

なお、保健医療の分野は、心身障害対策の出発点であり、これに引き続き福祉対策、雇用対策あるいは教育対策との連携を一層推進していく必要がある。

(2) 心身障害の発生予防及び早期発見
(基本的考え方)

心身障害の発生予防を図るためには、障害の実態と原因の把握を行い、その基礎の上に立って妊婦の健康管理対策など各種予防施策を推進することが肝要である。

先天的な障害については、これを早期に発見し、必要な医療を提供するとともに、早期療育を行うことにより、障害によるハンディキャップを軽減し、社会適応能力を高めることができるので、適切な時期に適切な対応を提供しうる体制を充実する必要がある。

また、後天的な障害については、特に、社会の高齢化の進展により加齢に伴う疾病等に起因する障害が増加してきており、これを抑制するため、成人病予防対策などの健康管理対策を推進する必要がある。

心身障害の発生予防及び早期発見のために今後特に留意すべき事項は、次のとおりである。

(具体的方針)

先天異常に伴う心身障害の発生予防・早期発見

○ 妊婦に対する健康教育、健康診査など妊婦の健康管理対策を推進すること。

周産期医療体制を整備すること。

○ 先天異常を発生させるおそれのある諸因子（医薬品、感染症、アルコール、環境汚染物質等）に対する対策を推進すること。

○ 遺伝に関する啓発、相談等を推進すること。
先天異常モニタリングシステムを検討すること。

○ 先天性代謝異常等検査などのマススクリーニング、乳幼児健康診査など母子保健の各種健康診査の充実に努めること。

早期発見から早期治療・早期療育への連携に努めること。

後天的障害の発生予防・原因疾患等の早期発見

脳血管障害等による麻痺性障害、老人の痴呆性疾患等脳器質性精神障害など高齢化に伴い生じやすい障害の予防対策を推進すること。

情緒障害、行動異常等の原因疾患の予防に努

めること。

○ 成人病健康診査など各種健康診査の推進をはじめ健康管理対策の充実に努めること。

○ 労働安全対策、交通安全対策、公害対策等社会の各分野における安全対策の推進に努めること。

○ 原因疾患等の早期発見から治療・リハビリテーションへの連携に努めること。

(3) 医療・研究

(基本的考え方)

心身障害に関する医療については、医学の進歩、疾病構造の変化等社会の変化に即した対応に努めるとともに、心身障害の原因究明、治療等に関する医学の研究開発を推進することが必要である。さらに、障害者の保健面にも配慮を行う必要がある。

今後、特に留意すべき点は、次のとおりである。

(具体的方針)

○ 心身障害に関する医療の中心的役割を果たすリハビリテーションの重要性にかんがみ、リハビリテーション機能を有する医療機関の整備及び関係医療機関のリハビリテーション機能の充実に努めること。

○ 社会福祉施設のリハビリテーション機能が幅広く地域の障害者に役立つよう配慮すること。
重症心身障害児・者や進行性筋ジストロフィー症等の重度の障害者に対する医療・リハビリテーションの質的向上に努めること。

在宅重度障害者のための訪問診査、重度障害者の歯科診療などその障害の特性のために受診が困難な障害者の医療の確保に努めること。

腎不全患者で腎移植を望むものについては、腎移植がより一層推進されるよう対策の充実に努めること。

心身障害の発生予防・早期発見・早期療育に関する研究、進行性筋ジストロフィー症を中心とする神経・筋疾患に関する研究、発達障害に関する研究、精神障害に関する研究及び後遺症を残すおそれの少ないいわゆる難病等の原因や治療法に関する研究を推進すること。

障害者の体力づくりと健康増進の研究を推進すること。

(4) 精神障害者対策

(基本的考え方)

近年、我が国の精神医療、精神保健をめぐる状況には、大きな変化が見られる。医学等の進歩に伴い入院中心の治療体制から地域中心の体制への転換と精神障害者の社会復帰の促進が強く求められている。他方、精神障害者の人権をめぐる議論が高まっており、現行の精神衛生法について、精神病院入院患者の人権という観点からその見直しを行うべきであるとの意見が強く出されている。

このため、精神障害者の人権擁護を一層推進し、精神障害者の社会復帰・社会参加を図る観点からの精神衛生法改正が図られることとされており、改正法案が今第108回国会に提出されているところである。

今後、精神障害者対策を進めるに当たって、特に留意すべき点は、次のとおりである。

(具体的方針)

保健所、精神衛生センター等における精神衛生相談等の充実を図り、地域精神保健対策を推進すること。

入院形態の見直し、入院手続の整備、精神病院に対する指導監督規定の整備等入院患者の人権の確保に努めること。

精神障害者の人権の擁護並びにその適正な医療及び保護の実施のため、精神衛生鑑定医制度を精神保健指定医制度へ改組すること。

社会復帰施設整備の促進等精神障害者の社会復帰・社会参加を促進すること。

思春期、老年期等そのライフ・ステージに応じた精神保健施策を推進すること。

(5) 専門従事者の養成確保

(基本的考え方)

障害者に係る保健医療対策は、専門的技術を持つ質の高いマンパワーを必要とする。その質と量との両面における確保のため、資格の制度化、計画的養成等の施策を推進する必要がある。

今後、特に留意すべき点は、次のとおりである。

(具体的方針)

- 第108回国会で成立が見込まれる義肢装具士のほか、医療福祉士、言語聴覚療法士（それぞ

れ仮称）等資格制度のない専門従事者の資格制度化を推進すること。

- 医学教育及び医師の卒後教育におけるリハビリテーション教育の充実に努めること。

理学療法士、作業療法士の計画的養成を推進すること。

(6) 福祉機器・医療機器の研究開発

(基本的考え方)

福祉機器・医療機器の研究開発に当たっては、工学と医学との学際的研究が不可欠であり、この両面の協力の下に国内及び国外との情報の交換、研究者の交流を図り、障害者のニーズに即応した研究開発が行われてきたが、なお解決すべき問題が多い。これらを解決し、多様なニーズに応える福祉機器・医療機器を提供するため、そのための組織体制の充実を含め、引き続き積極的な研究開発を行う必要がある。

今後、特に留意すべき点は、次のとおりである。

(具体的方針)

福祉機器・医療機器の研究開発体制を整備すること。

福祉機器・医療機器の試験評価と規格化標準化について検討すること。

福祉機器の概念の明確化に努めること。

データバンクをはじめとする福祉機器情報のネットワークづくりを推進すること。

第3節 教育・育成

(1) 心身障害児に係る教育施策の充実

(基本的考え方)

心身障害児の教育については、心身障害児が家庭や地域から孤立しないで、障害の種類と程度に応じた適切な教育が受けられるようにすることを基本として、その可能性を最大限に伸ばし、可能な限り社会自立の達成を図る必要がある。

また、心身障害児（者）に対する社会一般の正しい理解認識を深めるため、幼・少年期から心身障害児に対する理解認識の一層の推進に努める必要がある。

今後の心身障害児に係る教育施策の充実に当た

って留意すべき点は、次のとおりである。

(具体的方針)

特殊教育諸学校及び特殊学級については、子供の心身の障害の状態等に応じて効果的な教育を行うために、教育課程の基準の改善を行う等により教育内容・指導方法の改善・充実に努めること。

特殊教育担当教職員の養成と現職研修の充実に努めること。また、特殊教育諸学校及び特殊学級の学級編成・教職員定数の改善については、今後とも改善計画の円滑な実施に努めること。

- 心身の障害の種類と程度に応じた適切な教育を行うために必要な施設設備の整備に努めるとともに、小・中学校等においても、障害の程度の軽い子供のために施設面の配慮を行うこと。また、特殊教育就学奨励費の一層の充実に努めること。

近年の障害の重度・重複化の傾向等に対応して、特殊教育に関する研究の重要性が高まっていることにかんがみ、国立特殊教育総合研究所や特殊教育センター等の整備充実に努めること。

- 特殊教育諸学校高等部を中心として行われている職業教育の充実に努めるとともに、公共職業安定所、心身障害者職業センター等の関係機関との一層密接な連携に努めつつ、進路指導の充実に努めること。

心身障害児の早期教育における医療・福祉・教育関係諸機関の連携の強化に努めること。

就学指導委員会の機能の充実や就学相談・体験入学の実施など、適正就学指導の一層の充実に努めること。

特殊教育諸学校の子供と小・中学校等の子供や地域社会の人々との交流の機会を積極的に設けるよう努めること。また、心身障害児理解推進校の指定や資料の作成配布等、小・中学校等における心身障害児に対する理解認識を深めるための施策の充実に努めること。

障害者の大学への受入れについては、入学試験の実施方法等に配慮するとともに、施設の整備等に当たっても身体障害者の利用に配慮すること。また、視覚障害者及び聴覚障害者を対象とする国立の短期大学を設置すること。

社会教育については、今後とも、施設設備や

社会教育事業における障害者への配慮を行うこと。

- (2) 心身障害児に係る育成施策の充実
(基本的考え方)

心身障害児の育成の基本は、障害の早期発見に引き続き、早期療育として適切な治療・指導訓練等を行うことによって心身のよりよき発達を促すことにある。また、心身障害児に対する在宅対策は次第に進んできてはいるが、未だ課題が多いので、今後とも在宅対策の充実に努めることとともに、施設対策と在宅対策とを、施設体系においてもまた現にこれらの施策が行われる地域においても有機的に連携させ、育成対策を総合的な地域福祉対策とする必要がある。

今後、心身障害児に係る育成施策の充実に当たって留意すべき事項は、次のとおりである。

(具体的方針)

心身障害児の早期療育方法の開発など心身障害児の療育に関する研究を推進すること。

各種障害児関係施設、心身障害児通園事業(デイサービス)、相談機関等を、地域の心身障害児がその必要に応じ利用できるよう、これら施設等の適正配置、施設等の間の連携など地域における療育体制の整備を進めること。特に、心身障害を持つ幼児のための心身障害児通園事業(デイサービス)の計画的整備を行うこと。

施設において適切な療育が行えるよう、療育方法の普及確立など施設の療育機能の強化充実に努めること。

心身障害児のショートステイの充実など心身障害児関係施設の機能が幅広く地域の心身障害児に役立つよう配慮すること。

施設職員をはじめ関係職員の養成・研修を充実すること。

心身障害児及びその保護者の相談に応じ、助言、指導を行う組織を充実すること。

施設の療育と学校の教育との一層の連携協力を進めること。

第4節 雇用・就業

(1) 雇用・就業対策の基本的方針

障害者の雇用状況については、国際障害者年を契機とした国民の関心の高まりのなかで年々改善されてきているところであるが、更に今後とも、重度障害者に最大の重点を置きつつ、可能な限り一般雇用の場を確保することを基本的方針として、障害者の特性に応じたきめ細かな諸対策を講じていくべきである。

特に、身体障害者雇用促進法については、同法の対象となる者の範囲をすべての障害者に拡大するとともに、職業リハビリテーション体制を強化すること等を内容とする改正が行われ、昭和63年4月から施行されることとなっており、改正法の施行後においては、改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律に基づきすべての障害者を対象とした総合的な雇用対策を推進すべきである。特に、今後とも障害の重度化等が進展することが予想されることから、これに的確に対応した職業リハビリテーションサービスの提供が重要である。

また、一般雇用に就くことが困難な者については、労働行政と厚生行政の連携を一層密にし、雇用対策の充実強化に加え、各種授産施設をはじめとする福祉対策等を充実することが望まれる。

(2) 障害種類別対策

ア 身体障害者に対する対策

(基本的考え方)

両上肢障害者、視覚障害者、脳性マヒ者等の身体障害者に対する雇用対策については、これまで、事業主に対する広報啓発・技術的援助の推進、適職についての調査研究の実施、職域の拡大を図るためのME機器の開発等各種の施策を講じてきているところであるが、これらの障害者については、現在までの成果を踏まえ、更に今後とも職域の拡大のための諸施策の一層の推進、効果的な職業能力開発のための職業訓練の実施、障害の種類に応じた助成金の活用等により、その雇用の促進及び安定を強力に図ることが必要である。

今後、身体障害者に対する対策を進めるに当たって特に留意すべき点は、次のとおりである。

(具体的方針)

職域の拡大を図るため、ME機器の開発等

調査研究を一層推進すること。

- 現在までの研究成果を踏まえ、職域の拡大のための広報啓発を推進すること。

障害の種類に応じた助成金の活用を図ること。

企業に在職中に身体障害者となった者の雇用の安定を図るための施策を充実すること。

- 事業主の雇用管理についての技術的援助を強化すること。
- 効果的な職業能力の開発を行うための訓練技法の開発を推進すること。

イ 精神薄弱者に対する対策

(基本的考え方)

精神薄弱者については、身体障害者雇用促進法の改正により、雇用率制度上、実雇用率の算定に当たりカウントするとともに、納付金制度上、調整金及び報奨金の支給対象とすることとされたところであり、今後においては、本改正の内容について事業主に対し周知を図る等により、精神薄弱者の雇用の促進及び安定を図ることが必要である。

また、精神薄弱者の雇用促進を図るための条件整備については、公共職業訓練施設における職業訓練、第三セクター方式による精神薄弱者能力開発センターの育成事業等各種対策が推進されているところであるが、今後は、これらの対策の一層の推進に努めるとともに、基本的な労働習慣を体得させるための精神薄弱者等職業準備訓練を心身障害者職業センターにおいて実施する等更に条件整備のための対策を充実強化することが必要である。

今後、精神薄弱者に対する対策を進めるに当たって特に留意すべき点は、次のとおりである。

(具体的方針)

調整金、報奨金制度を利用しつつ精神薄弱者の雇用促進を図ること。

精神薄弱者の特性に応じた助成金の活用を図ること。

公共職業訓練施設における精神薄弱者に対する職業訓練を充実強化すること。

第三セクター方式による精神薄弱者能力開発センター育成事業を推進すること。

心身障害者職業センターにおいて精神薄弱

者等職業準備訓練を実施すること。

ウ 精神障害者に対する対策

(基本的考え方)

精神障害者については、昭和61年度から、精神分裂病による障害を有する者等を職場適応訓練制度の対象とするなど雇用対策の充実強化が図られてきたところであるが、今後は改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき職業リハビリテーションの推進に努めるとともに、その職能的諸条件についての調査及び研究に努める一方、現在国会に提出されている精神衛生法の改正法案に基づく社会復帰施設の整備等の社会復帰対策の進展にも対応しつつ、精神障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るための施策の推進について検討していくことが必要である。

今後、精神障害者に対する対策を進めるに当たって特に留意すべき点は、次のとおりである。

(具体的方針)

- 精神障害者の職能的諸条件についての調査研究を推進すること。

精神障害者の雇用促進のための広報啓発を推進すること。

職場適応訓練制度等を活用しつつ精神障害者の雇用促進を図ること。

精神障害者授産施設等の社会復帰施設の整備を促進すること。

(3) 現状では直ちに一般雇用に就くことが困難な者に対する対策

(基本的考え方)

現状では直ちに一般雇用に就くことが困難な者に対しては、これまで、労働行政においては第三セクター方式による重度障害者雇用企業の育成、授産施設と企業との連携による重度障害者等特別能力開発訓練事業等の施策を、また、厚生行政においては精神薄弱者福祉工場の創設、援護施設の拡充と事業経費への補助、デイ・サービス事業の拡充等の施策を、両行政の密接な連携の下に実施してきたところであるが、現状では直ちに一般雇用に就くことが困難な重度障害者の数は益々増大してきているところから、これらの障害者の一般雇用の促進のための諸施策、福祉的就労に係る

諸施策等総合的な対策の充実が一層重要になってきており、今後とも労働行政と厚生行政との密接な連携の下にこれらの対策の推進に努めることが必要である。

今後特に留意すべき点は、次のとおりである。

(具体的方針)

重度障害者の適職の開発、職域の拡大を一層推進すること。

- 第三セクター方式による重度障害者雇用企業の育成等を更に推進すること。

- 授産施設を計画的に整備すること。

授産施設における訓練の充実及び就業の促進を図ること。

授産施設、福祉工場等の安定経常のための施策を推進すること。

小規模作業所に対する助成を充実すること。

(4) 職業リハビリテーションの推進

(基本的考え方)

職業リハビリテーションに係る施策については、身体障害者職業訓練校、心身障害者職業センター等の各種施設における事業の拡充強化、吉備高原総合リハビリテーションセンターの建設等によりかなりの向上をみたところであるが、障害の重度化が進展する現状にあって、今後とも、障害者のニーズに的確に対応した職業リハビリテーションサービスの提供に努めていくことが重要である。

特に、身体障害者雇用促進法の改正により、職業評価、職業指導等の職業リハビリテーションの実施体制が日本障害者雇用促進協会に一元化され、職業リハビリテーションの実施体制の整備が図られることとなったが、これらの職業リハビリテーション施設が公共職業安定所等関係機関との密接な連携の下に、職業リハビリテーションサービスを総合的かつ効果的に提供できるよう努めるべきである。また、障害の重度化等に伴い高度なサービスの提供が求められているところから、職業リハビリテーションの実施体制の整備と併せ、職業リハビリテーションに係る研究及びその普及のための体制の確立を図ることが必要である。

今後、職業リハビリテーションの推進に当たり特に留意すべき点は、次のとおりである。

(具体的方針)

- 心身障害者職業センターを充実強化すること。
- 障害者職業総合センターの設置構想を推進するとともに同センターを核とした職業リハビリテーション・ネットワークを形成すること。

職業リハビリテーションに係る調査研究を推進すること。

- 国立職業リハビリテーションセンター及び吉備高原総合リハビリテーションセンターにおける総合的かつ効果的な職業リハビリテーションを推進すること。

職業リハビリテーションの一環として効果的な職業訓練を推進すること。

(5) 専門職員等の養成

(基本的考え方)

専門職員等の養成については、これまで、職業訓練大学校における福祉工学科の設置、国立職業リハビリテーションセンターにおける研修の実施等により、職業リハビリテーションに従事する者の養成、知識・技術の向上が図られてきたところである。今後においては、これら従来からの施策の充実に加え、障害者職業総合センターの設置構想の推進等職業リハビリテーション専門職員の養成研修体制の整備を図り、総合的かつ計画的にこれら専門職員等の養成を図ることが必要である。

今後、専門職員等の養成に当たり特に留意すべき点は、次のとおりである。

(具体的方針)

障害者職業総合センターの設置により専門職員の養成・研修体制を整備すること。

職業訓練大学校において障害者関係の職業訓練指導員等の訓練、研修を充実すること。

職業リハビリテーション専門職員についての資格制度を導入すること。

第5節 福祉

(1) 生活安定のための施策

(基本的考え方)

生活安定のための施策については、昭和60年の国民年金法等の改正により、障害者の自立生活の基盤を確保できる所得保障制度を確立する観点か

ら、従来の障害福祉年金受給者を含め、全国民共通の障害基礎年金制度が創設されるなど障害者に対する年金の大幅な改善が行われた。また、これと併せて障害に伴う固有のニーズを考慮して支給する手当等の充実を図る観点から、福祉手当制度が再編成され、在宅の20歳以上の著しい重度の障害者に対して、その障害による特別の負担の軽減を図る一助として支給される特別障害者手当制度が創設された。これらの制度により障害者の所得保障は大幅に改善されたところである。

今後は、上記の観点から、特に次の事項の推進を図る必要がある。

(具体的方針)

障害者に対する年金の額を他の年金とともに国民の生活水準等の変動等に応じて見直し、改定を行うこと。

- 特別障害者手当、障害児福祉手当等各種手当の充実に努めること。
- 障害者に対する適切な税制上の配慮を行うこと。

(2) 福祉サービス

(基本的考え方)

福祉サービスの基本は障害をもつ人々が一般市民と同等の社会生活を送るために必要となる諸サービスを受けることを保障することにある。そのためにはサービスを受けることを妨げている障壁を取り除くとともに、障害の種類や程度に個別に対応できるサービスが提供されなくてはならない。長期計画実施の前半期には、国民の障害者問題への関心の高まりや理解を得て、法の対象となる身体障害者の範囲が拡大されたことや、障害基礎年金や特別障害者手当の創設により所得保障が充実されたこと、家庭や地域で生活する条件を整備し、社会参加をすすめるための諸サービスが進展したことなど、大きな成果があった。また、これまで福祉サービスの不足が指摘されていた精神障害者に関しても、今回の法改正案により福祉的要素をも加味した施策への新たな取組みが開始されているところである。

これらの基本的方向は更に質量ともに改善を図りつつ、前進させなければならぬものであり、今後の一層の努力を望みたい。また、現在進められ

ている我が国の社会福祉制度の見直しと、高齢化社会に向けての準備の中であって、障害者対策においても長期的視点に立った総合的検討がなされなければならない。

障害者福祉サービスは、社会の成員たる市民としての障害者に対し、その障害に伴う固有のニーズに着目して提供されるものである。今後は特に、重度の障害をもつ人々の自立生活のために必要な在宅サービスの量的及び質的充実を図るとともに様々な施設の専門的機能を強化して地域への貢献をすすめることが重要である。

今後福祉サービスを進めるに当たっては、特に次の点を考慮すべきである。

(具体的方針)

ア 在宅サービス

共通事項

- 「障害者の住よいまちづくり事業」等による地域全体の取組みを推進するとともに在宅サービス関連事業の総合的推進を図るための関係機関の連携の強化を図ること。

福祉ホームなどケア付住宅の整備を促進すること。

重度の在宅障害者に対する介援、家庭訪問サービス、移動サービス等を充実させること。

障害者の社会参加を積極的に進めるための授産事業、デイサービス等を充実させること。

ショートステイなど施設機能を利用した在宅障害者向けサービスを充実させること。

福祉機器等の研究開発及び供給体制の整備を図り、その普及を促進すること。

家庭奉仕員など在宅サービス従事者の養成研修を充実すること。

障害別事項

手話通訳等関係職種の資格制度化を推進すること。

精神薄弱の判定方法及び望ましい処遇のあり方の研究の推進を図ること。

精神薄弱者の就労を容易にするための環境及び地域で自立的に生活する精神薄弱者への援助体制を整備すること。

精神衛生相談員等による訪問指導の充実

等精神障害者に対する在宅サービスの充実を図ること。

イ 施設サービス

共通事項

- 医療から職業まで一貫した総合的リハビリテーションを実現するための施設の広域的整備及び通所施設や生活施設等地域利用施設の整備を推進すること。

- 多種にわたる施設を統合整備し、障害者のニーズに即した施設体系を確立するとともに、施設の地域オープン化を促進すること。

障害の重度化と高齢化に対応するため、地域の実状に応じて各施設が有機的、効率的に機能するよう施設利用サービス・ネットワークの整備を促進するとともに、従事者の養成を一層強化すること。

施設利用における費用負担のあり方を検討すること。

障害別事項

心身障害の発生予防、早期発見、早期療育に資するための総合的療育センターの整備を促進すること。

公的精神病院、精神衛生センター、精神障害者のための社会復帰施設等の整備を促進すること。

第6節 生活環境

(1) 住宅、建築物

(基本的考え方)

ノーマライゼーションの理念に基づいた施策が進められ、障害者の在宅生活志向もますます強まっていることから、住宅問題は一層重要性を増している。

障害者の利用に配慮した住宅については、公営住宅、公団住宅において構造・設備面で考慮した住宅の建設や既存住宅の障害者向け改善が行われているほか、公営住宅で単身入居を認める等の各種優遇措置、公的住宅金融における心身障害者同居世帯等に対する割増貸付等の措置が講じられている。また、障害者向けの公営住宅、公団住宅の

立地の選定に当たっては、日常生活の利便のほか、地域社会との融合に配慮が行われているが、今後ともこれらの施策の拡充が必要である。

また、障害者の社会参加が進み、公共建築物等でも障害者の利用に配慮した整備改善が施されてきているが、今後とも一層の推進を図る必要がある。

今後、住宅、建築物等の施策を進めるに当たっては、特に次の点を考慮すべきである。

(具体的方針)

障害者向けの公的住宅の整備改善を促進すること。

公的住宅への入居における優遇措置を継続するとともに、公的住宅金融における障害者への配慮を拡充すること。

地域社会との融合に配慮した障害者向け住宅の整備を推進すること。

障害者用住宅設備機器の設置を促進すること。

障害者の利用に配慮した公共建築物の整備改善を一層推進すること。

公共的性格の強い民間建築物について「身体障害者の利用を配慮した建築設計標準」の普及を促進するとともに、助成措置を通じて身体障害者の利用を配慮した建築物の整備を推進すること。

(2) 移動・交通対策

(基本的考え方)

障害者の社会参加の機会の増大や、行動範囲の拡大に伴って、障害者の移動におけるハンディキャップの軽減を図ることが、ますます重要な課題となっており、今後も移動・交通対策の整備について一層の前進が図られる必要がある。

従来から、障害者のモビリティ確保のため、公共交通機関におけるターミナル施設、車両等の改善、整備をはじめ、信号機、横断歩道等の交通安全施設の整備、道路構造の改善、障害者の便宜を考慮した駐車規制等が行われており、また、そのほかにも、リフト付きバスの設置、改造自動車への助成、ガイドヘルパーの派遣等が実施されているところがあるが、今後も、さらに障害者の安全で快適な移動が確保されるよう、交通環境の整備、交通手段サービスの充実等に努める必要がある。

今後の移動・交通対策を進めるに当たって、特に考慮すべき点は次のとおりである。

(具体的方針)

○ 公共交通機関におけるターミナル施設、車両等の整備に当たっては、障害者の利用に配慮するとともに、障害者への的確な情報の提供、介護体制の充実などを図ること。

○ 歩道等の整備に際しては、障害者の利用の便を考慮し、段差の適切な切下げ、視覚障害者誘導用ブロックの敷設等安全で快適な歩行空間の確保に努めること。

○ 信号機、道路標識、道路標示等の交通安全施設については、障害者の利用の便宜を考慮しつつ、整備を推進すること。

また、駐車規制に関し、駐車禁止除外者標章を交付して規制から除外する等の優遇措置を講ずること。

障害者の自動車免許取得に際しての便宜供与及び障害者の運転者に対する相談活動の充実を図ること。

リフト付きバスの設置、改造自動車への助成、ガイドヘルパーの派遣等の移動・交通手段サービスの普及、充実を図ること。

移動・交通に係る経費負担については、一般利用者との均衡等にも配慮しつつ、必要な軽減措置に努めること。

(3) 情報、文化

(基本的考え方)

障害者の自立生活と社会参加のためには、的確かつ十分な情報や文化活動の機会が提供されることが必要であるが、各種施策の進展にもかかわらず、障害者がそれらを得る手段は一般市民に比べて限られた状況にあることは否定しがたい。情報文化時代といわれる今日、とくに視聴覚障害者にとって情報の不足は大きなハンディキャップであり、意思疎通の困難、ひいては社会参加の困難をもたらすものである。文字放送の登場、「声の図書」の充実等により、障害者への情報提供は改善されてきているが、今後とも、急速に発展しつつある情報伝達手段の活用等により、障害者に十分な情報が提供されるよう努める必要がある。

また、障害者の文化活動を推進するための施策

は、身体障害者スポーツ大会の開催、身体障害者福祉センターの整備等によって行われてきているが、これらの障害者対策独自の事業領域にとどまらず、広く国民の健康、体力増進等の諸施策の中で障害者に配慮する必要がある。

なお、社会経済活動一般における情報や文化活動の場の活用は、障害者の生活の向上のため大きな役割を果たすものであるため、地域社会や民間企業等においても、障害者に配慮した情報や文化活動の場の提供が広く行われることが望まれる。

今後、情報、文化関係施策を進めるに当たっては、特に次の点を考慮すべきである。

(具体的方針)

点字、録音テープ等による視覚障害者に対する情報サービスの充実に努めること。

手話の普及、字幕入りビデオの充実、字幕入りテレビ番組の拡充等、視覚障害者に対する情報手段の充実に努めること。

○ 障害者の情報・文化活動を促進するための機器の開発、普及を推進すること。

○ 障害者のスポーツ、レクリエーションその他文化的諸活動への参加の機会の拡充に努めること。

情報・文化に係る費用負担については、一般利用者との均衡等を配慮しつつ、必要な軽減措置に努めること。

(4) 防災、防犯

(基本的考え方)

障害者が安心して在宅生活及び社会生活を送るためには、地震、火災等の災害時における情報の収集伝達や避難誘導が迅速かつ適切に行われる体制を確立するとともに、これらの災害や障害者に対する犯罪、事故等の発生を防止するための体制を整備する必要がある。障害者の社会参加の進展に伴い、障害者のための防災・防犯対策は、重要性を増している。

また、障害者の施設においては、災害や犯罪が発生した場合には大きな被害が生じかねないことから、その構造及び設備については特に配慮し、あわせて、避難誘導体制を徹底する等、防災・防犯対策を一層強化する必要がある。

今後、防災・防犯対策を進めるに当たっては、

特に次の点を考慮すべきである。

(具体的方針)

○ 在宅及び公共の場における障害者に対する災害に関する情報の収集伝達、避難誘導等の体制の整備に努めること。

○ 障害者の側からの消防、警察等への緊急連絡手段の確保に努めること。

○ 障害者に対する防災・防犯知識の普及及び災害時・事故時における障害者への援助に関する知識の普及に努めること。

○ 自主防災・防犯組織の整備等地域における防災・防犯体制及び施設の防災・防犯体制の一層の充実に努めること。

○ 犯罪や事故の発生を警戒し、防止するための民間の防犯システムの普及を図ること。

第7節 国際協力

(基本的考え方)

我が国も、国際社会の一員として、障害者の「完全参加と平等」を実現するため、国内関係機関の協力体制の一層の強化を図りつつ、国際協力を更に推進する必要がある。

特に、現在、世界には約4.5億人の障害者がいると言われているが、その多くが開発途上国に住み、障害の原因は貧困による栄養失調、劣悪な衛生環境等に起因すると指摘されていることにかんがみ、開発途上国を中心に協力を進めていく必要がある。

今後は、特に次の事項について一層の推進を行うべきである。

(具体的方針)

○ 我が国の国内施策の紹介、各国の施策の現状に関する情報の収集等を含め、国連及び国連専門機関の諸活動に対する積極的な協力を行うこと。

○ 国際協力事業団(JICA)、国際厚生事業団(JICWELS)等を通じての研修員受入、プロジェクト方式技術協力の推進等技術協力の推進に努めること。

○ 国際会議への積極的参加及び本邦開催の誘致により国際分野における政策決定への参加に努めること。

○ 各国の障害者が、国際会議、スポーツ等を通

じコミュニケーションできる機会を拡大することにより、国際交流の推進に努めること。

第3部 推進体制

障害者対策は、医療、教育、雇用、福祉等幅広い分野にわたっており、各分野の連携による総合的実施が必要である。また、障害者対策の計画の策定、推進に当たっては、障害者自身の意見が十分反映され、障害者のニーズに合致した施策が行われることが肝要である。

このため、国レベルでは、当協議会及び内閣総理大臣を本部長とする「障害者対策推進本部」が設置されており、また、地方レベルでも、地方心身障害者対策協議会が設置され、さらに、多くの都道府県及び指定都市に障害者対策推進本部及び障害者関係団体の代表者等を含む障害者対策推進協議会等が設

置されているところである。これらを活用し、各分野の連携を一層推進するとともに、地方心身障害者対策協議会の構成を見直す等、障害者（代弁者を含む。）団体の参加の一層の促進を図ることにより、障害者のニーズに適合した総合的・計画的な施策を推進する必要がある。

また、すべての都道府県等で障害者対策に関する長期計画または障害者対策を含む長期計画が策定されているが、「国連・障害者の10年」の中間年を契機に、都道府県等でも長期計画の実施状況を点検し、今後重点的に推進すべき事項について検討することが望まれる。

結 語

以上、「障害者対策に関する長期計画」の実施状況の評価及び今後の重点施策について意見を取りまとめたが、政府が当協議会の意見を十分尊重して速やかに後期重点施策を策定し、責任ある推進を確保するための措置を講ずるよう要望する。

地方公共団体、障害者関係各団体、マス・メディ

ア及び国民各位においても、「障害者対策に関する長期計画」及び後期重点施策の実現に向けて積極的に行動し、協力されることを期待するものである。

なお、当協議会としても、今後も引き続きこれらの実施状況のフォローアップを行っていくこととする。

参考資料

中央心身障害者対策協議会関係法令 心身障害者対策基本法（抄）

（昭和45年5月21日
法律第84号）

第4章 心身障害者対策協議会

（中央心身障害者対策協議会）

第27条 厚生省に、中央心身障害者対策協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。

2 中央協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 心身障害者に関する基本的かつ総合的な施策の樹立について必要な事項を調査審議すること。
- 二 心身障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要するものに関する基本的事項を調査審議すること。

3 中央協議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣、厚生大臣又は関係各大臣に意見を述

ることができる。

第28条 中央協議会は、委員20人以内で構成する。

2 中央協議会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、厚生大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する。

3 中央協議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

4 中央協議会の専門委員は、学識経験のある者のうちから、厚生大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する。

5 中央協議会の専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 中央協議会の委員及び専門委員は、非常勤とする。

第29条 前2条に定めるもののほか、中央協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

中央心身障害者対策協議会令

(昭和45年8月17日
政令第245号)

(会長)

第1集 中央心身障害者対策協議会(以下「協議会」という。)に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を行なう。

(任期)

第2条 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第3条 協議会の庶務は、厚生省社会局更生課において文部省初等中等教育局特殊教育課及び労働省職業安定局業務指導課の協力を得て処理する。

(雑則)

第4条 この政令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

「障害者対策に関する長期計画」の概要

(昭和57年3月23日
国際障害者年推進本部)

我が国における今後の障害者対策については、中央心身障害者対策協議会からの提言「国内長期行動計画の在り方について」の趣旨を踏まえ、「啓発広報活動」、「保健医療」、「教育・育成」、「雇用・就業」及び「福祉・生活環境」について、総合的かつ効果的な推進を図るものとする。

1 啓発広報活動

障害者が他の一般市民と同様に、社会の一員として種々の分野で活動するとともに、生活を営むことができるようにするためには、この社会から障害者に対する偏見と差別意識を除去しなければならないとし、「障害者の日」、「障害者に対する広報手段」及び「各行政機関等における啓発広報活動」は、障害者問題について、国民の理解と認識を深めるよう配慮する。

2 保健医療

(1) 心身障害の発生予防

心身障害の発生予防を図るため、障害の実態と原因を把握し、それらに対する適切な対策を講ずるものとし、「先天異常の発生予防」、「周産期における障害の発生予防」、「後天的障害の発生予防」対策の充実を図る。

(2) 早期発見・早期療育

障害を早期に発見し、早期に療育することにより障害の軽減、社会適応能力の増大等が期待できるので、早期発見対策を充実し、有機的な連携体制の確立に努める。

(3) 医療及び研究

心身障害に関する医療は、医学の進歩、疾病構造の変化に即した迅速な対応に努めるとともに、障害の原因、対策等の研究については、一層積極的に推進する。

(4) 専門従事者の養成確保

リハビリテーションに携わる専門従事者の養

成確保対策の強化を図るとともに、これらの職種の資格制度を検討していく。

(5) 補装具・福祉機器の開発等

補装具の支給に関しては、障害者の立場に立った整合性のある支給システムや適合判定業務の確立を図り、研究開発に当たっては、障害者のニーズに即応した研究開発を一層推進していく。

(6) 国際医療協力

医療マンパワーの養成、疾病予防、風土病の研究等相手国の実情に応じた協力の推進に努め、関係機関の協力体制の強化を図る。

3 教育・育成

(1) 心身障害児に係る教育施策の充実

心身障害児の障害の種類・程度は様々であり、一律に教育措置を考えることはできないので、心身障害児の教育は学校教育全体の中で受けとめることとし、また、その教育形態には多種多様なものがあることを認識して、その推進を図ることとし、特殊教育振興のための諸施策については教育内容・方法の改善などの特殊教育の質的充実、重度・重複障害児の教育の充実、職業教育の充実、早期教育及び後期中等教育の充実、適正就学指導の充実及び交流機会の拡大に努める。

高等教育の分野における障害者への配慮の強化については、障害者の能力適正に応じた大学への進学機会を確保するとともに、教育研究条件の整備に努める。

(2) 心身障害児に係る教育施策の充実

(3) 心身障害児に係る教育・育成施策の連携

福祉施設における療育機能の強化、在宅対策と施設対策の統合化及び教育・育成施策の連携を図り、心身障害児及びその家庭のもつニーズに適確に対応するとともに、福祉に対する社会的期待にこたえその特有の役割を果たすよう努める。

4 雇用・就業

(1) 雇用・就業対策の基本方針

雇用を阻害する諸要因を把握し、可能な限り一般雇用の場を確保するよう障害者の特性に応じたきめ細かな諸対策を講ずるほか各種授産施設をはじめ、福祉対策の充実、自営業に対する

援護措置の充実を図る。なお、雇用対策における重度障害者の範囲については職業能力の観点から見直す。

(2) 障害種別別対策

障害者の雇用状況に障害種別別のアンバランスがみられるので、それぞれの障害種類の適性を考慮しながら、それに適切に対応し得るきめ細かな対策を推進する。

(3) 精神薄弱者等の対策

職域開発の推進、雇用の場における社会生活指導面に対する援護措置の拡充、職業訓練体制の整備・充実、職場定着指導の強化、地域体制の整備、社会啓発活動の強化等を図る。諸対策の進展に対応して、将来精神薄弱者に対しても雇用率制度を適用することを検討する。

(4) 現状では直ちに一般雇用に就くことが困難な者に対する対策

重度の障害者に対してもできる限り一般雇用を確保するよう努力をなすものとし、障害を補完するための自助具や作業用機械器具の開発・改善・普及、職業リハビリテーション技術の改善、適切な移動・交通手段の整備等、社会環境の整備・充実等を図るとともに、事業主や社会一般の障害者に対する認識の改善を進める。なお一般雇用の場に就くことが困難な障害者に対しては、第三セクター方式による心身障害者多数雇用事業所の設立など我が国の雇用実態に即応する対応策等を検討する。

(5) 職業リハビリテーションの推進

身体障害者職業訓練校においては、障害者の特性に応じ訓練内容、訓練期間等を見直し、弾力的な訓練が実施できるよう配慮するなど職業リハビリテーション体制を充実・強化する。

(6) 専門職員等の養成

職業リハビリテーションに従事する専門職員の養成・研修機能の整備や企業内担当者等の人材養成や研修を行い得る体制の整備に努める。

5 福祉・生活環境

(1) 福祉サービス

生活安定のための施策として、労働力に限界のある重度障害者に対する現在の所得保障は必ずしも体系的に整備されていない面もあり、当

面は現行の年金、手当等の諸施策の充実に努めるとともに、現在の所得保障施策の仕組み、位置付け、諸条件等を再検討し、長期的には、障害者の自立生活の基盤を確保できるような総合的、体系的な所得保障の確立を図る。在宅サービスは、長期的視点に立った総合的体系を確立し、障害者が社会生活を営むうえに、必要なサービスを一般市民と同様に、十分に受けられるような体制を計画的に整備していく。施設利用サービスは、障害者がライフ・サイクルの各段階でそれぞれのニーズに応じたサービスを容易に選択、利用できるよう各施設の設備及び処遇内容の改善、適正配置及び有機的連携、更には、在宅サービスとの関連にも配慮した総合的施設体制の確立を図る。

(2) 生活環境改善

物的環境面での対応とともに、障害者を取り巻く人的環境の整備にも配慮し、障害者も一市民として他の市民と同様に社会活動に参加できるよう、人間尊重の視点にたって、きめ細かい対応を行うとし、住宅、公共建築物等の施策については、障害者向けの公的住宅の整備を促進するとともに民間住宅、公共建築物等についても、整備改善を促進する。移動、交通対策については公共交通機関の改善、整備を進めるとともに、公共交通機関と住居との間等の移動、交通等については、リフト付バス、改造自動車等の特別手段、ガイドヘルパーの派遣等のサービスを考慮し、また、道路、交通信号等についても障害者の安全な歩行や通行が行われるよう必要な整備、改善を行う。障害者の移動、交通手段に係る経済的負担については、一般利用者との均衡も考慮した所要の軽減措置について検討を行う。情報文化関係施策については、テレビジョン放送、出版物、通信手段、文化的催し等において、障害者の利用を配慮した改善に努めるとともに、文化活動への能動的参加を促進する。

評価特別部会設置要綱

(昭和61年7月24日
中央心身障害者対策
協議会決定)

1 趣 旨

障害者対策の推進については、「障害者対策に関する長期計画」(昭和57年3月23日)国際障害者年推進本部決定。以下「長期計画」という。)に沿って政府は啓発広報、保健医療、教育・育成、雇用・就業、福祉・生活環境等各分野において、具体的な施策の実施に積極的に取り組んでいるところである。昭和61年度は長期計画の5年目を迎え、また、62年には、国際連合において「障害者に関する世界行動計画」(昭和57年12月7日決議)の実施状況を評価することとされているところである。

このため、本協議会に評価特別部会を設置する。

2 構 成

- (1) 評価特別部会は、協議会の会長が指名する協議会の別紙委員により構成する。
- (2) 評価特別部会に、部会長を置き、部会の構成員の互選によってこれを定める。
- (3) 部会長は、部会の会務を総理する。
- (4) 部会長に事故のあるときは、部会長が構成員のうちからあらかじめ指名する者が、その職務を行う。

3 任 務

評価特別部会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 長期計画の実施状況を調査すること。
- (2) 長期計画の実施状況を評価すること。
- (3) 長期計画の目標を実現するため、今後の推進に関し、特に留意すべき優先的事項について検討すること。

4 設置期間

評価特別部会は、昭和62年6月末日をもって廃

止する。

5 その他

この要綱に定めるもののほか，評価特別部会の運営に関し必要な事項は，部会長が定める。